

厚生労働省発表
平成15年9月19日(金)
レク後解禁

担	労働基準局労災補償部補償課
	職業病認定対策室
当	室長 小池 廣治
	室長補佐 黒谷 一郎
	電 話 5253-1111(内線5569)
	夜間直通 3502-6750

石綿による疾病の認定基準の改正について

- 1 石綿との関連が明らかな疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「中皮腫（胸膜又は腹膜）」があり、当該疾病の労災認定については、昭和53年10月23日付け「石綿ばく露作業従事労働者に発症した疾病の業務上外の認定について」（以下「認定基準」という。）に基づき行ってきたところである。
- 2 近年、中皮腫に係る医学的知見の進歩に加えて、その労災認定件数が、平成11年度25件、平成12年度35件、平成13年度33件と増加傾向にあり、また、認定基準に具体的認定要件を定めていない、心膜及び精巣鞘膜せいそうしやうまくの中皮腫の労災認定事例もあった。
- 3 中皮腫の労災請求件数は、今後さらに増加することも予想され、このような事態への的確な対応及び迅速・適正な労災認定のために「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、認定基準の見直し検討を行ってきたが、その検討結果が平成15年8月26日に取りまとめられた。
- 4 この検討結果を踏まえて、認定基準を改正し、本日付けで「石綿による疾病の認定基準について」（以下「改正認定基準」という。）を厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて通達したところである。
- 5 厚生労働省では、改正認定基準に基づく、迅速・適正な労災認定が図られるよう、関係事業者及び労働者等への周知のためのパンフレットの作成配布、労災認定業務担当職員に対する研修の実施及び医療機関、医療関係者向けハンドブックの作成等により改正認定基準の周知を図ることとしている。
- 6 改正認定基準における主な改正点は、別添1のとおりであり、また、検討会における検討結果の概要は、別添2のとおりである。

改正認定基準における主な改正点

- 1 石綿との関連が明らかな疾病として、認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」が示されていたが、これに「心膜、精巣鞘膜せいそうしょうまくの中皮腫」を追加したこと。
- 2 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示したこと。
- 3 石綿ばく露作業については、過去の労災認定事例等を踏まえて、次のものを追加したこと。
 - ① 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
 - ② 石綿製品が用いられている車両の補修又は解体作業
 - ③ 石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業また、石綿ばく露作業の例示に当たっては、「石綿原料に関連した作業」、「石綿製品の製造工程における作業」及び「石綿製品等を取扱う作業」等に分類・整理したこと。
- 4 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮したこと。
- 5 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしたこと。

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果の概要

1 検討会の設置

(1) 検討内容

石綿ばく露労働者に発生した疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「(胸膜又は腹膜の)中皮腫」がある。今般、認定基準に具体的認定要件を定めていない心膜及び精巣鞘膜せいそうしょうまくの中皮腫を業務上として労災認定した事例があること、中皮腫に係る労災認定件数の増加が見込まれること等にかんがみ、中皮腫に係る認定要件の見直し検討を行うとともに、その他石綿と因果関係が認められる疾病の取扱いについて検討を行った。

(注) 現行認定基準(昭和53年10月23日付け基発第584号「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」)においては、石綿との関連が明らかにされている主な疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「胸膜又は腹膜の中皮腫」が掲げられている。

(2) 検討経過及び参集者

平成14年10月29日～平成15年8月8日 計7回開催

参集者は別紙のとおり。

2 検討結果の概要

検討会における検討結果の概要は以下のとおり。

- (1) 石綿との関連が明らかな疾病として、「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加。
- (2) 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を追加。
- (3) 石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」を、認定要件として独立させる。
- (4) 中皮腫については、認定要件の一つである石綿ばく露作業への従事期間を、「5年以上」から「1年以上」に短縮。
- (5) 石綿ばく露作業の例示を見直し、整理すべき。
- (6) 肺がんについても、石綿ばく露作業への従事期間(肺がんは、10年)を除き、中皮腫の認定要件見直しに合わせて、認定要件を整理。
- (7) 認定基準改正を契機に、石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わる者を含む、すべての医療関係者等への周知、徹底を図る。

石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会
参集者名簿（五十音順）

氏 名	役 職 等	専 門
審良 正則	国立療養所近畿中央病院 放射線科医長	(放射線)
井内 康輝	広島大学医学部長 広島大学大学院医歯薬学総合研究科 病理学研究室教授	(病 理)
岸本 卓巳	労働福祉事業団岡山労災病院内科部長	(臨 床)
神山 宣彦	独立行政法人産業医学総合研究所 作業環境計測研究部長	(測 定)
三浦溥太郎	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院 内科部長	(臨 床)
◎ 森永 謙二	大阪府立成人病センター参事	(疫 学)

◎：座長

労働基準法施行規則別表第1の2第7号7
「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」
労災補償状況

	肺がん	中皮腫			
		計	胸膜	腹膜	胸膜、腹膜
平成4年度	9	14			
平成5年度	11	10			
平成6年度	9	12			
平成7年度	10	13			
平成8年度	15	12			
平成9年度	12	10			
平成10年度	23	19			
平成11年度	17	25	18	6	1
平成12年度	17	35	27	8	—
平成13年度	21	33	25	8	—

人口動態統計による死因別

ICD-10コード		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
C45 中皮腫	計	500	576	597	570	647	710	772
	男	356	420	451	429	489	537	574
	女	144	156	146	141	158	173	198
C45.0 胸膜中皮腫	計	275	358	355	361	404	456	530
	男	201	283	281	283	319	367	414
	女	74	75	74	78	85	89	116
C45.1 腹膜中皮腫	計	51	45	48	62	48	54	61
	男	35	23	31	39	27	30	35
	女	16	22	17	23	21	24	26
C45.2 心膜中皮腫	計	6	8	5	3	5	4	6
	男	3	5	3	2	4	3	5
	女	3	3	2	1	1	1	1
C45.7 その他の部位の中皮腫	計	11	13	12	11	25	15	16
	男	7	12	9	7	20	11	10
	女	4	1	3	4	5	4	6
C45.9 中皮腫,部位不明	計	157	152	177	133	165	181	159
	男	110	97	127	98	119	126	110
	女	47	55	50	35	46	55	49

(出典:厚生労働省人口動態調査 平成7年～平成13年各下巻 死亡第1表-2死亡数,性・死因(死因基本分類)別)

※「中皮腫」は、ICD-10により平成7年から統計に加えられたものである。

業務上疾病に関する法令等

○労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

〔療養補償〕

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

〔他の法律との関係〕

第84条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。
（第2項 略）

○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

〔業務災害に関する保険給付の種類等〕

第12条の8 （第1項 略）

② 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。
（第3項 略）

○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）（抄）

第35条 法第75条第2項の規定による業務上の疾病は、別表第1の2に掲げる疾病とする。

○別表第1の2（第35条関係）

一～三（略）

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患

7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症

8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病

六 （略）

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

1～6 （略）

7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫^{シッ}

8～18 （略）

八～九 （略）

○労働安全衛生法施行令

別表第三 特定化学物質等（第6条、第15条、第17条、第21条、第22条関係）

一 （略）

二 第二類物質

1～3 （略）

4 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）

5～37 （略）

三 （略）